

# 禁止・遵守事項

## 着がえ・貴重品の保管

体育館ロッカールームを使用し、貴重品は盗難防止のため必ず各自の「個人ロッカー」に保管し施錠すること。

## 自動車・バイクの路上駐車・構内駐車

本学周辺の路上は幅が狭く、どこも法定駐車違反となる。違反駐車は交通事故を誘発する原因にもなり、近隣にも大変迷惑をかける。従って、自動車・バイク通学は必ず駐車場を確保すること。

また、本学構内は来学者の駐車するところであり、学生は駐・停車できない。学生心得9(2)学生構内乗入禁止。

## 敷地内禁煙

当然のことながら、未成年者は禁煙である。たばこの煙に含まれる成分は、さまざまな病気を誘発する原因になるといわれ、また、たばこの煙は喫煙者本人だけでなく、その場にいる他の人にも悪影響を及ぼす。これらのことから敷地内は禁煙とする。

## 携帯電話

講義中は、携帯電話等の電源を必ず切ること。また、携帯電話等の充電に学内のコンセントを使って行わないこと。

## 節電・窓の戸締まり

教室等を使用して最後に退室する人は照明・冷暖房を消し、戸締まりをして退室すること。省エネルギー運動に本学も取り組み努力する。

## 体育館・図書館・ロッカーの私物化

体育館ロッカーは、体育の授業時またはサークル活動などで着替えをする学生が荷物等を一時的に保管するためのものである。図書館ロッカーも図書館を利用する学生が手荷物を一時的に預けておくためのものである。ロッカーの私物化は他の人の利用の妨げになるのでやめること。随時点検し、不正使用の場合は、処分することがある。

## ポスターなどの掲示

本館1階通り抜け通路東側には、学友会が自主的に管理している掲示板がある。そこに貼る場合は、学友会執行部の許可を必要とする。それ以外の場所に貼る場合は、事務室（学生係）の許可が必要である。掲示物を事務室（学生係）窓口まで持っていき、許可印と掲示場所の指示を受けること。なお、掲示物には責任者のクラス、氏名及び掲示期間（2週間以内）を明記すること。また塗料剥落のおそれのある壁などには掲示できない。

## 学外者の来学

事前に責任者が、「学外招聘願」（講師、指導者等）の場合は事務室（学生係）へ提出し学長の許可を、「学外者立入許可願」の場合は総務課へ提出し事務局長の許可を受けることが必要である。